

帯広市食の自立支援事業（配食サービス）仕様書（令和3年度）

帯広市食の自立支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく事業の実施にあたり、サービス提供者（以下「受託者」という。）が行う業務について、下記のとおり仕様を定める。

1 事業の目的

この事業は、高齢、虚弱等により介護予防や生活支援を要する高齢者に対し、食に自立の観点から、十分なアセスメント及び「食」にかかわるサービス（以下「配食サービス」という。）の利用調整を行い、計画的、有機的に配食サービスを提供することにより、高齢者の健康で自立した在宅生活の支援を図ることを目的とする。

2 委託期間

令和3年6月1日から令和4年3月31日までとする。

3 利用者

次に該当し、必要と認められる方

- (1) 年齢が65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯に属する者のうち要支援または要介護の認定を受けている者。
- (2) 前号に準じる者で市長が特に認める者

4 利用者の決定

利用者の決定および利用廃止の決定は帯広市が行なうものとし、決定後、受託者に対して通知するものとする。

5 委託業務の内容

- (1) 帯広市が決定した利用者に対し、栄養のバランスのとれた食事を、週6日（日曜日を除く。）を限度とし、1日1回夕食を訪問により提供すること。但し、12月31日、1月1日・2日・3日は除く。
- (2) 帯広市内全域について配食が可能であり、配送時間帯はおおむね15:00から18:00までとする。
- (3) お弁当をお届けの際は、安否確認を行うこととする。安否確認の際は、直接手渡しを基本とするが、感染症対策等においてはこの限りではない。
- (4) アセスメント及び利用調整、調理から配達及び安否確認までの一連の業務すべてを事業者の責任において実施すること。
- (5) アセスメント及び利用調整については、業務を行うに当たり、管理栄養士又は栄養士が利用者宅に訪問し利用者の身体状況・栄養状況を踏まえ、適した食種を判断する。再アセスメント及び利用調整については年に1回以上行うこと。

また、必要あれば適宜行い、内容を記録し管理すること。

- (6) 配食容器は、事業所自らが用意し、衛生的な容器を使用すること。
- (7) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条の規定による営業許可を取得しており、食事の調理を当該営業許可を受けた厨房設備において行っていること。また、調理業務を外の事業者に委ねる場合も同様とする。
- (8) 「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」（平成 9 年 6 月 30 日、衛食第 201 号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成 9 年 3 月 24 日衛食第 85 号別添）を遵守すること。
- (9) 献立表は事前に利用者に配付すること。
- (10) 調理業務について
 - ア 管理栄養士又は栄養士が作成した献立に基づき、必要に応じて管理栄養士又は栄養士の助言・指導を受けて調理が行われていること。
 - イ 利用者の身体状況や食事摂取基準（厚生労働省策定）の参照体位等をもとに、エネルギー及び栄養素の目安量を設定し行うこと。
 - ウ 食形態は一般食・制限食（カロリー・塩分・蛋白質）について提供すること。
 - エ 献立について
 - (ア) 主食の提供を行う場合は、白米または低蛋白米の提供をすること。
 - (イ) 主菜及び副菜を上手に組合せ提供すること。
 - (ウ) 地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン（厚生労働省策定）に基づき、エネルギー及び栄養素の目安量を設定し行うこと。
 - (エ) 各種疾患の治療ガイドライン等の栄養管理指針を参照の上、決定すること。
 - (オ) メニューに季節ごとの食材を使用し、変化をつけること。
 - オ 禁食は、医師による指示に対応をすること。
 - カ 内容について
 - (ア) 主食（米）の提供を行う場合は、普通・お粥の対応をすること。
 - (イ) おかず（主菜・副菜）は普通・軟らかい、刻みの対応をすること。
- (11) 利用者宅への食事配達について
 - ア 特別な事情や事前連絡がある場合を除き、利用者宅へ食事を届けること。
 - イ 利用者・件数・開始・終了時間を記録した配達員日報の提出を義務付け、利用者からの問い合わせ等に迅速に対応できること。
- (12) 安否確認について
 - ア 配食時には、必ず利用者に声かけをし、安否確認を行うこと。また、利用者とのコミュニケーションを図り、心身の異変や環境の変化等の把握に努めること。
 - イ 安否の確認ができない時や健康状態や生活状況等に異常を認められた時は、必要に応じて、緊急連絡先への連絡、救急車の要請等を行うこと。また、帯広市や地域包括支援センターなど関係機関へ連絡を速やかに行なうこと。

- (13) 利用者から、食事の内容に関する相談や栄養相談があった場合は必ず管理栄養士又は栄養士が対応する体制を整えること。
- (14) 災害等や不測の事態となった場合においても、食事の提供体制を確立すること。
- (15) 利用者の休止・再開・食事の内容及び回数の変更は、受託者が利用者に様態変化が生じていないか等の確認を行い、変化が生じている場合は、アセスメント及び利用調整を行うものとする。
- (16) 受託者の責任者は配食業務に従事する職員に
 - ア 食品の安全性について
 - イ 衛生管理について
 - ウ クレーム対応について
 - エ 細菌性食中毒について
 - オ 高齢者の特徴について以上5項目について適切な研修を受けることを義務付け、定期的に外部より講師を依頼し、衛生面や食中毒に対する知識の習得を促すこと。
また、定期的に必要な健康診断を行い、徹底した管理体制を確立し、検便や健康診断の実施状況について必要時、市に報告すること。
- (17) 厚生労働省が定める「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」を遵守すること。
- (18) 利用者の配食曜日は、各受託者間で速やかに共有すること。利用回数の限度を超える又は曜日が重複した場合は、利用者に確認し限度内での利用を行うこと。

6 委託料の支払い

- (1) 配食時の安否確認および配達にかかる諸費用として、委託契約（1食あたりの単価契約）に基づき、毎月の実績報告を受領・審査後に支払うものとする。
- (2) 利用曜日が重複した場合、既に当該曜日に配食を行っている受託者に支払うものとする。

7 利用者負担金の徴収

- (1) 受託者が定めた金額のうち利用者が選択した代金を徴収すること。ただし、利用者等の事情により徴収できない場合、その損失について帯広市は補償しない。
- (2) 利用者負担金の内訳については、必要時書類を求める場合がある。

8 障害のある人への対応

障害のある人への対応については、「帯広市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に準ずる対応をすること。ただし、主務大臣の対応指針による対応を妨げるものではない。

9 事故等の対応

万一事故等が発生した場合は、速やかに帯広市に報告すること。

10 その他

この仕様書に定めがない事項については、必要に応じて協議する。